

カーボンニュートラルにおける規制対応 (欧州・国内動向)

2030年までに温室効果ガス55%削減、2050年カーボンニュートラルに向け、開発途上国も含め世界全体で取り組みが進んでいます。中でも欧州は環境規制策定など世界を牽引しています。日本国内でも、企業への影響とその解決策、競争優位性を打ち出すまでの積極的な姿勢が問われています。

世界を牽引する欧州動向

パリ協定以降、気候変動問題の解決は、先進国のみならず開発途上国も含めた世界共通の長期目標になりました。中でも欧州は世界を牽引する形で「2050年の気候中立達成」を目標に掲げた「グリーンディール政策」を打ち出し、環境政策の枠に留まらない経済・社会政策を含む包括的な成長戦略の姿勢を示しています。こうした欧州の動きを追う形で、120以上の国と地域も「2050年カーボンニュートラル」という共通の目標に向け取り組みを進めています。

しかし取り組みが先行する欧州では、さらに同政策の一環として、CO₂排出削減に向けた複数の環境規制を形成する取り組みも開始しています。EU域外の企業に対しても影響が及ぶことが想定されており、2024年以降の適用開始に向け、各国各企業は対応が急務となっています。

グリーンディール政策（2019年）発表以降の欧州における環境規制の一例

1

エコデザイン規則案（2022年）

環境負荷や資源循環性などの情報を「デジタル製品パスポート」として製品にリンクを義務づける計画

2

企業サステナビリティ報告指令【CSRD】（2023年）

EUで一定規模以上の事業を行っているEU域外企業も含む企業に対し、サステナビリティ情報の開示の義務づけ

さらに、欧州は同政策を包括的に推進する政策パッケージとして「Fit for 55」を発表しています。2030年の温室効果ガス削減目標として1990年比で少なくとも55%削減の達成に向け、2026年からの導入を目指す政策です。以下に注目の規則を挙げます。

Fit for 55（2021年）発表以降の欧州における環境規制の一例

1

国境炭素調整メカニズム規則【CBAM】（2023年）

排出規制の厳しい国の企業が規制の緩やかな国へ生産拠点を移転し、結果、世界全体の排出量が減らない「カーボンリーケージ」の回避を目的として、EU域外から輸入される対象製品に炭素税を課すもの

2

代替燃料インフラ規則案（2023年）

加盟国に道路、港湾、空港における代替燃料インフラ整備の目標を課し、EU域内での整備の加速を目指すもの

特にCBAMの対象となる製品を生産する企業は、通常用いられるScope1や2*1とは異なるCBAMが定める排出量の定義に注意する必要があります。また、EV・PHVの開発・利用拡大を推進する欧州は、2035年以降に販売されるすべての新車をゼロエミッション車とする方針であり、自動車関連産業、関連インフラ産業は大規模な構造転換が余儀なくされると見られています。

欧州規制強化による日本国内企業への影響と課題

日本においても規制強化が進む中、海外進出企業はもちろん、国内で活動する企業も環境規制による様々な影響を受ける可能性が指摘されています。CO₂排出量の削減に向けた技術開発やそれに伴う投資によるコストの増大、情報開示の要求等の製品管理体制の厳格化による企業負担の増加です。万一製品のカーボンフットプリント（CFP）が一定基準を下回っていないなど、脱炭素に未対応と判断されれば、市場からの締め出しも懸念されます。

欧州における環境規制の影響例

- 1 CO₂排出量削減に向けた技術への開発や投資によるコストの増大、製品管理の厳格化による企業負担の増加
- 2 製品のCFPが一定基準を下回っていないなど脱炭素に未対応による市場からの締め出し

企業の規制対応の取り組みは、上場企業において対応すべき、もしくは、対応したいという意志がありながらも、計画段階であり実行に至っている割合は半数以下に留まっています（図1）。また、大半の非上場企業は着手に至っていないことから、国内における取り組みは未だ途上にあるといえます。知見やリソース不足によって今後の規制への対応や国際標準に準じた経営推進に向けた具体的なアクションを描けていないのが実状です。

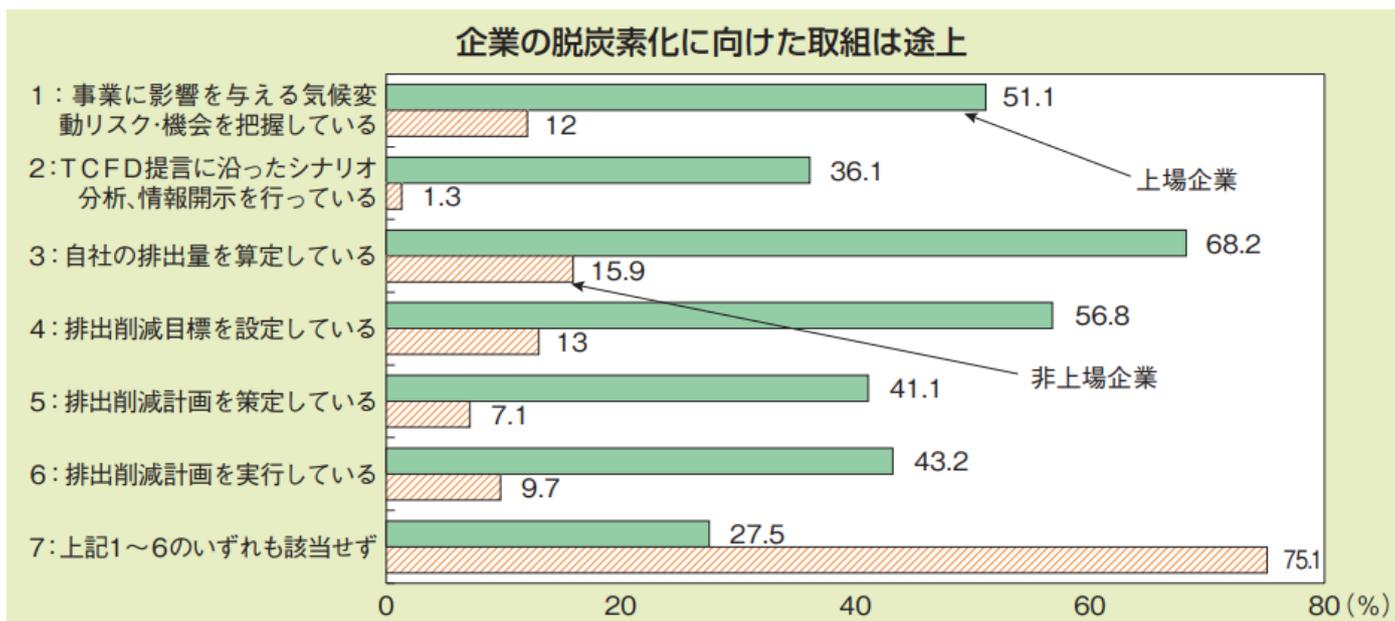


図1：上場/非上場企業の脱炭素化取り組み状況*2

こうした現状から、サプライチェーン全体の排出量のうち、Scope3として求められる削減においては、自社のみで解決できる課題ではなく、各企業におけるCO₂排出量算出が前提条件となるため、企業ごとに理解を深めながらも、大企業は中堅・中小企業とも連携しながら取り組みを進めていくことが必要です。

なお、Scope3については、「業界横断でのカーボンニュートラルエコシステム構築」で詳しく述べていきます。

欧州を追う日本の動向

先行する欧州に呼応する形で日本も「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、併せて規制策定の動きが加速しています。現在、国内企業は適用開始に向け対応を求められている状況です。

2050年カーボンニュートラル宣言（2020年）以降の日本における環境規制の一例

- 1 **気候変動リスクへの開示（2021年）**
東証プライム上場企業に対するTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言に沿った実質の義務化
- 2 **成長志向型カーボンプライシング構想（2023年）**
GXの実現に向け、炭素税やカーボンクレジット取引など、炭素に価格を付けて排出者の行動を変容させ、経済成長も狙う政策手法

気候変動リスクへの開示については、環境省において、地域金融機関によるTCFD開示の質の向上と理解を目的にした取り組みの実施とともに、手引きの策定*3などの対応が進められています。また、成長志向型カーボンプライシング構想については、GX（グリーントランスフォーメーション）の実現に向けた取り組み期間を設けることを前提とし、脱炭素社会の実現とエネルギーの安定供給を両立させ、日本経済を再び成長軌道に乗せていくことが重要課題として示されています（図2）。

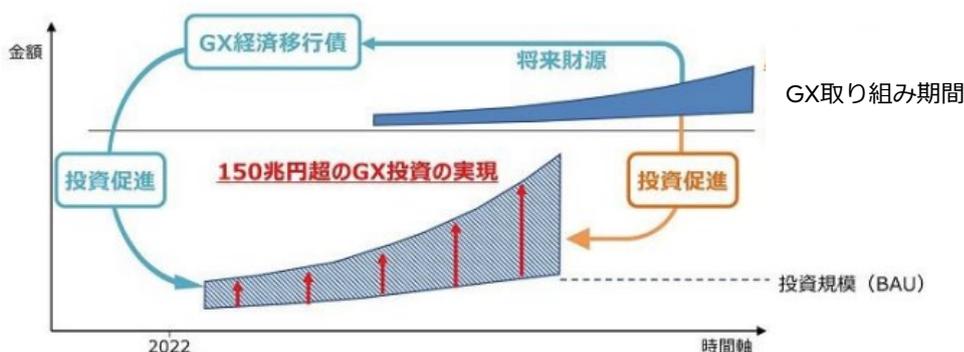


図2：成長志向型カーボンプライシング構想案のイメージ*4

求められる積極的な取り組みとその先

成長志向型カーボンプライシング構想では、2030年度の温室効果ガス46%削減や2050年カーボンニュートラルの国際公約の達成を目指していきます。サプライチェーンの連携も必須となるこの取り組みについて、まず、自社内における規制対応の土台を整えていくことが必要です。下記対応をしていく上で特に先行している企業では、単なる規制への対応として捉えるよりも、規制の先読みを行いながらルールが定まっていない領域においても積極的に取り組むことが、ビジネスの競争優位性の確保につながります。

- 1 現在および今後、事業活動に影響を及ぼす国内外の規制について正確に認識すること
- 2 各規制の最新動向を見ながら、柔軟に、優先順位付けをした上で行動方針・計画を策定すること
- 3 行動計画を実行すること
 - 科学的根拠に基づいた適切な目標設定
 - 正しい情報収集方法による、全社で統一された取り組みの実施
 - 情報開示要件に沿ったレポートの実施

経営戦略の立案に貢献する富士通のオフリング

カーボンニュートラルを目指す取り組みは長期的な計画です。事業を継続していくには、目標達成に向けた環境規制対応と併せて、産業競争力強化・経済成長を実現していく必要があります。そのために、各企業は環境に配慮しながら戦略的に競争力を強化していくESG経営を実行しなければなりません。

富士通は、企業のお客様への脱炭素化実現に向け、戦略立案、データ収集、可視化、監督機関への情報開示の支援に加えて、販売、購買、生産データと合わせて製品ポートフォリオや事業戦略策定・見直しを支援し、GHG排出量の削減実行を推進する「ESG Management（経営）Platform」を提供します。人と地球をより持続可能に、そしてビジネスの成長を支える取り組みが実行可能となります。また、ESG Management Platformに含まれる「Fujitsu Track and Trust」では、透明性の高いサプライチェーンの構築とサステナブルなビジネスの実現を目指し、欧州などの法規制対応やサプライチェーン全体の最適化に向けた信頼できるデータ、情報の確保を支援します。SaaS型サービス「Eco Track」では、国内の省エネ法対応に加え、環境負荷低減に向けた社内活動に対し、カーボンニュートラルのためにデータの収集・集計・開示を支援します。

富士通は、点在する膨大なデータの収集・可視化・分析するノウハウを保有しています。経済成長につながるような経営戦略の立案をはじめとする仕組みづくりをグローバルに展開していきます。

出典

- *1 サプライチェーン排出量（原材料調達・製造・物流・販売・廃棄など、一連の流れ全体から発生する温室効果ガス排出量）のうち、Scope1は事業者自らによる温室効果ガスの直接排出（燃料の燃焼、工業プロセス）、Scope2は他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出、Scope3は温室効果ガスの事業者の活動に関連するScope1と2以外の間接排出を示す
- *2 内閣府「令和4年度 年次経済財政報告」2022年7月、p.225の図「我が国企業の脱炭素化に向けた取組状況」を基に加工
<https://www5.cao.go.jp/f-j/wp/wp-je22/pdf/p030002.pdf>
- *3 環境省「『地域金融機関におけるTCFD開示の手引き～令和4年度TCFD開示に係る地域金融機関向け研修プログラム概要～』の公表について」2023年04月07日
https://www.env.go.jp/press/press_01447.html
- *4 環境省「成長志向型カーボンライジング構想について」（令和5年2月6日）の図を基に加工
<https://www.env.go.jp/content/000110549.pdf>

富士通株式会社

環境プロモーション事務局

E-mail : contact-planet@cs.jp.fujitsu.com